令和元年度

郡山地方広域消防組合人事行政の運営等の状況

郡山地方広域消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の 状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

① 採用に係る競争試験の結果

区分		一次試験		二次試験		はず	位田老
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者	台率	抹用白
消防職員	195人	169人	36人	28人	15人	11.3倍	14人

(注)平成30年度に実施した採用試験の結果と、その試験により平成31年度に採用した職員数です。

② 事由別退職者数

区分	定年	勧奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
消防職員	11人	0人	2人	0人	0人	13人

(注)平成30年4月1日から平成31年3月31日までに退職した職員数です。

(2) 職員数の推移

① 部門別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	職員	員数	対前年
	H31	H30	増減数
消防職員	419人	418人	1人

② 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)

区分	未満) 23歳	24歳 〈 27歳) 31歳) 35歳) 39歳) 43歳) 47歳) 51歳) 55歳) 59歳	以上	訂
職員数	7人	57人	45人	60人	59人	29人	35人	35人	24人	32人	36人	0人	419人

(注)職員数は一般職(臨時職員を除く)に属する職員数です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を計12回実施しました。

平成30年度における人事評価の実施状況

		対象者	実施済	未実施	未実施の事由
上期	人数	423人	415人	人8	療養休暇、休職など
上州	割合	100%	98.1%	1.9%	原食が収、が喰みと
下期	人数	423人	419人	4人	療養休暇、自己都合
下别	割合	100%	99.1%	0.9%	退職など

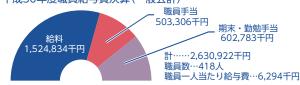
3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 平成30年度の人件費の状況(平成30年度一般会計決算)

- 1	住民基本台帳人口 管内人口(H31.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
	386,869 人	4,807,091千円	46,090千円	3,437,758千円	71.5%

② 平成30年度職員給与費決算(一般会計)



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
ĺ	消防職	36.6歳	304,181円	333,358円

- (注)「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、 諸手当を含んだ平均です。
- ② 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

マム	郡山地方広域消防組合	国の制度
	40000000000000000000000000000000000000	公 安 職
消防職	171,300円	167,700円

③ 職員の経験年数別・平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
消防職	273,285円	302,775円	343,380円	

(3) 消防職の級別職員等の状況(平成31年4月1日現在)

. ,			
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	消防士	117人	27.9%
2級	副主査	111人	26.5%
3級	主査	97人	23.2%
4級	係長・主任	42人	10.0%
5級	課長補佐・主任主査	28人	6.7%
6級	課長・主幹・副署長	20人	4.8%
フ級	次長・参事・署長	3人	0.7%
8級※	消防長・参与	1人	0.2%

(注) 郡山地方広域消防組合給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。 ※行政職

(4) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当、退職手当(平成31年4月1日現在)

区	分	郡山	l地方広	域消防	
	支給率	期末	勤)勉	計
	6月期	1.275月分	0.92	5月分	2.20月分
	12月期	1.275月分	0.92	5月分	2.20月分
	計	2.55月分	1.8	5月分	4.40月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置		7	有	
期末・ 動勉手当		国			
動心丁二	支給率	期末	勤)勉	計
	6月期	1.30月分 0.925月分		2.225月分	
	12月期	1.30月分	0.925月分		2.225月分
	計	2.60月分	1.85月分		4.45月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有			
	支給率	自己都合		勧奨	・定年
	勤続20年	19.6695月:	分	24.5	8688月分
退職手当	勤続25年	28.0395月:	分	33.2	27075月分
	勤続35年	39.7575月:	分	4	7.709月分
	最高限度	47.709月:	分	4	7.709月分

② 特殊勤務手当

区 分	郡山地方広域消防組合
支給実績(30年度決算)	27,576千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	65,972円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	8種類
	救急業務従事職員の手当
手当の参考例	火災防ぎょ等業務従事職員の手当
	隔日勤務従事職員の手当

(注)手当の種類、名称は平成31年4月1日現在のものです。

③ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	141,161千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	385千円
支給実績(29年度決算)	140,933千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	383千円

④ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名		内容及び支統	· 単価
	配偶者		6,500円
	子	10,000円	
扶養手当	父母等		6,500円
		JJめから満22歳 <i>σ</i> 人につき・加算額)	5 0000
住居手当	借家・借間		上限 27,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額ただし 1/2を51,000円	51,000円を超えた部分は こ加算した額
	交通用具利用者 通勤距離による 月		月額2,000円~40,700円
管理職 手 当	管理・監督の地位にある職員 (課長補佐相当職以上)に支給		55,200円~96,500円

■ 4 職員の勤務条件の状況

(1) 休暇に関する事項

1年において20日の範囲内で付与され20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇使用状況

	H30 (A)	H29 (B)	増減 (A-B)
平均使用日数	10.3⊟	8.4⊟	1.9⊟
消化率	25.8%	21.0%	4.8%

(2) 育児休業について

育児休業等の取得状況

区分	H30	H29	増減
6月以下	0人	1人	-1人
6月超え1年以下	0人	0人	0人
1年超え1年6月以下	0人	0人	0人
1年6月超え2年以下	0人	0人	0人
2年超え2年6月以下	0人	0人	0人
2年6月超え	0人	0人	0人
計	0人	1人	-1人

(注)各年度内(4月1日~3月31日)における新規取得者のみの実績

■ 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、 その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	1人	0人	0人	0人	1人

(2) 懲戒処分等の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	2人	0人	1人	0人	3人

■ 6 職員の服務の状況

(1) 服務の根本基準

服務とは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員の服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

(2) 服務規律の確保

本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとらえて、消防次長名による服務規律の確保に関する通達(依命通達)を全職員に対して行っています。

◆平成30年度における服務通達····2回

■ 7 職員の退職管理の状況

(1) 再就職者による依頼など(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した 元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の 組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有する ことを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可など)を するようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされて います。

職員は、再就職者による依頼などがあった場合、法第38条の2第7 項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなり ません。

なお、依頼などの内容が職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

- ◆ 届出・申請件数
 - ①再就職者から依頼などを受けた場合の届出……該当なし
 - ②再就職者による依頼などの承認申請……該当なし

(2) 再就職情報の届出・公表(平成31年3月31日退職者)

再就職先区分	営利企業	公益財団法人など	その他
届出・公表	2人	1人	0人

8 職員の研修の状況

平成30年度における職員研修の実績

研修区分				
	-112 -12			
	庁内研修	41人		
階層別研修	ふくしま自治研修センター	22人		
	計	63人		
専門研修	庁内研修	1,169人		
	ふくしま自治研修センター等	7人		
	消防大学校	5人		
派遣研修	福島県消防学校	87人		
	研修機関等	4人		
	計	103人		
	1,335人			

■ 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

安全衛生管理体制

郡山地方広域消防組合職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全 衛生計画の実践に努めています。

○ 福利厚生制度

郡山市互助会に加盟し、互助会の事業は、職員の会費事業と市、組合等の補助金事業とに費用区分して運営を実施しています。

職員親善スポーツ大会の開催、うねめ踊り流しへの参加などの事業を通じ、職員の健康の保持増進及び公務能率向上に資するための、福利厚生全般を実施しています。

(2) 公務(通勤)災害補償制度

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その 災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、 地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目 的とする制度です。

常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金 福島県支部が実施しています。

• 平成30年度公務(通勤)災害認定件数

公務災害……4件 通勤災害……0件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況

(平成30年度)

①係属事案……なし ②完結事案……なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(平成30年度)

①係属事案……なし ②完結事案……なし